

報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

法案提出の動きも慎重論強く 米女性「尊厳死」日本では？

米国の女性(60)が「尊厳死」を予告して自ら死を選んだ行為が、論議を呼んでいる。女性が住んでいたオレゴン州では尊厳死が法的に認められ、患者の意思を尊重する声がある一方、国内では反対する声もある。日本でも、議員連盟が法案提出を目指す動きがあるが、影響はあるのか。

(白名正和)

亡くなったブリタニー・メイナードさんは四月に脳腫瘍で余命半年と宣告され、カリフォルニア州から、「Death with Dignity Act」(尊厳死法)があるオレゴン州に転居した。一九九七年、米国内で初めて尊厳死を認めた法律で、「Active euthanasia」(積極的安楽死)も認める。メイナードさんは医師から処方された薬を服用して命を絶った。

米国内ではワシントン州、モンタナ州などでも同様の措置が認められている。「痛みや苦しみのない形での死」を容認する声が

ある一方、米国内でも「自殺を助長する」という反対意見も少なくない。日本ではまったく許されていない。日本で医師が患者を死なせる目的で薬の処方や投与をしたら、殺人か自殺ほう助の罪に問われる恐れが強い。

日本でも、法制定を求める動きはあるが、「今回の米国のケースは、私たちが使う「尊厳死」とは意味合いが異なる」と日本尊厳死協会の職員高井正文さんは話す。「病気で苦しむ前に死ぬと決めて実行した彼女の行為は、尊厳死よりも安楽死や自殺の方が近いだろう」と指摘した。

「人の思いは揺れる」



医師から処方された薬を服用し、自ら死を選んだブリタニー・メイナードさん。家族提供＝AP

う」と言い。

協会は尊厳死を「不治かつ末期の病態になったとき、自分の意思で延命措置を中止し、人間としての尊厳を保ちながら迎える死」と定義する。延命措置を断

つた結果の自然死のイメージで、積極的な薬の投与などは認めない。協会などが要望し、超党派の「尊厳死法制化を考える議員連盟」が二〇一二年に法案をまとめている。「終末期医療における患者の意思尊重法案」だ。

だが、一二年は衆院選、一三年は参院選があり、国会に提出できなかった。議連は今年二月に総会を開き、あらためて法案提出を目指したが、今年も見送られている。国会議員や国民の間に根強い慎重論があるためだ。

現在では来年一月の通常国会への提出を目指している。協会などで法案の趣旨について周知していくというが、高井さんは「メイナードさんの行為が尊厳死とみなされるようになる」と、根本的な部分で誤解されてしまふことを恐れる。

一方、立命館大の立岩真也教授(社会学)は「毎日、人が思うことは揺れる。死にたくないと言えばその間は生きられても、死にたいと言えはすぐに実現してしまふ」と尊厳死法の制定には否定的だ。

「米国の積極的に死に至る行為に対し、医師による処置の差し控えや停止は『違う』という主張はあるが、本質的な違いはない。こんなことが繰り返される中、普通に考えれば当たり前でないことが、当たり前前にされていく」とが心配だ」と指摘した。

二〇一三年の追報